

秘密の保全に関する誓約書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局島根県情報通信部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

本年度の貴部との全ての入札又は見積合わせ案件（以下「入札案件等」という。）に参加するにあたり、秘密に属する仕様書、図面及びその他の関係資料について、裏面の「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏えい、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び業務従事者（以下「従業員等」という。）の故意又は過失により秘密が漏えいした場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

（表面）

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 競争等参加業者（入札案件等に参加する者をいう。以下同じ。）は、入札案件等に係る秘密の保全に関し、この特約条項に定めるところにより万全を期さなければならない。

2 競争等参加業者は、従業員等の故意又は過失により警察の秘密が漏えいしたときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(交付)

第2条 契約担当官は、秘密に属する仕様書、図面、入札説明書等（電磁的記録を含む。）又は物件（以下「特定資料等」という。）を競争等参加業者に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料等の取扱い)

第3条 競争等参加業者は、製作物品の価格算定のための見積徴取等のために行う場合を除き、特定資料等を入札案件等に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の見積徴取に関係のある者に対しても、見積に必要な限度を超えて特定資料等を供覧し、又は漏えいしてはならない。

(特定資料等の複製等の許可)

第4条 競争等参加業者は、入札案件等の仕様書等に定められている場合を除き、特定資料等について次の各号のいずれか（以下「複製等」という。）をしようとするときは、あらかじめ契約担当官の許可を受けるものとする。

- (1) 複製
- (2) 見取図等の製作
- (3) 写真撮影

(特定資料等の複製等の報告)

第5条 競争等参加業者は、前条の規定により特定資料等を複製等したときは、速やかにその旨を契約担当官に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第6条 競争等参加業者は、特定資料等を複製等したときは、契約担当官の指示により、これらに秘密の表示及び管理番号等の標記を表示するものとする。

(特定資料等の返納等)

第7条 競争等参加業者は、入札書又は見積書を提出後、特定資料等を直ちに契約担当官に返納又は提出しなければならない。

(事故発生時の処置)

第8条 競争等参加業者は、秘密の漏えい、特定資料等の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあるときは、適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに契約担当官に報告しなければならない。

(裏面)